

創業特例について
(高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金)

(令和3年5月分の例)

創業特例【2019年創業】

■ **令和元年5月2日**以降に創業された場合、下記の2019年創業特例により取り扱うものとします。

※ただし、平成30年6月1日から令和元年5月1日までに創業された方で、平成30年6月から令和元年5月までの期間の売上高が0の場合は、2019年創業特例（区分A）を用いることができます。

区分	創業日	令和元年5月売上高とみなす金額の算定方法
A	令和元年5月2日から令和2年3月1日までに創業した者	「 令和元年5月の売上高 」か「 令和元年5月から令和2年4月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額 」のいずれかを、「令和元年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。
B	令和2年3月2日から4月末までに創業した者	「 令和2年3月及び4月までの売上の平均月額 」か「 令和2年4月の売上高 」のいずれかを、「令和元年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。

創業特例【2020年創業】

■ **令和2年5月2日**以降に創業された場合、下記の2020年創業特例により取り扱うものとします。

※ただし、令和元年6月1日から令和2年5月1日までに創業された方で、令和元年6月から令和2年5月までの期間の売上高が0の場合は、2020年創業特例（区分C）を用いることができます。

区分	創業日	令和2年5月売上高とみなす金額の算定方法
C	令和2年5月2日から令和3年3月1日までに創業した者	「 令和2年5月の売上高 」か「 令和2年5月から令和3年4月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額 」のいずれかを、「令和2年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。
D	令和3年3月2日から4月末までに創業した者	「 令和3年3月及び4月までの売上の平均月額 」か「 令和3年4月の売上高 」のいずれかを令和2年5月の売上高とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。

※令和3年6月分も上記の取扱いに準じるものとします。